イ　予察捕獲

被害等のおそれがある場合に実施する予察による有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）は、1)アで示した鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等についてはこの限りではない。また、1)アで示した鳥獣の中でもツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の第二種特定鳥獣管理計画が作成されている鳥獣については、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整としての捕獲に努めるものとする。

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去５年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

また、予察表においては、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとする。さらに、捕獲等又は採取等の数の上限を設定する等、許可の方針を明らかにするものとする。

なお、予察表に係る被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等、予察捕獲の科学的・計画的実施に努めるものとする。

また、予察捕獲は通常、有害鳥獣捕獲を目的とする捕獲許可として取り扱うものであるが、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域においては、予察捕獲による捕獲は第二種特定鳥獣の数の調整に資するものでもあるから、原則として第二種特定鳥獣の数の調整を目的とする捕獲許可として取り扱うものとする。

ウ　有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証の携帯及び捕獲許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

また、必要に応じて、捕獲の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

エ　住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第９条第１項の規定による環境大臣又は都道府県知事の許可のほか、法第38条の２第１項の規定による都道府県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

オ　第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整との関係

第二種特定鳥獣管理計画の対象地域において、第二種特定鳥獣を有害鳥獣として捕獲する場合については、原則として第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とする捕獲として取り扱うものとするが、有害鳥獣捕獲として捕獲する場合においても、市町村における捕獲数を定期的に把握する等して、第二種特定鳥獣管理計画における捕獲目標数等との整合を図るものとする。

2)　捕獲許可基準の設定方針

有害鳥獣捕獲を目的とした捕獲等又は採取等の許可をする場合の基準は、次の方針により、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法等について設定するものとする。

ア　許可対象者

原則として、被害等を受けた者又は被害等を受けた者から依頼された個人若しくは法人（法第９条第８項に規定する「国、地方公共団体、第18条の５第２項第１号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者その他適切かつ効果的に第１項の許可に係る捕獲等又は採取等をすることができるものとして環境大臣の定める法人」をいう。以下同じ。）であって、銃器を使用する場合は第１種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合においては第１種銃猟又は第２種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者とするものとする。ただし、狩猟免許を受けていない者に対しては、法第９条第３項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、次に掲げるとき等は、許可することができるものとする。

㈠　住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス、ドバト等の小型の鳥獣を捕獲する場合

㈡　農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

また、捕獲等又は採取等の効率性及び安全性の向上を図る観点から有害鳥獣捕獲を行う者には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者が含まれるよう指導するものとする。さらに、有害鳥獣捕獲に当たっては、被害等の発生状況に応じて共同又は単独による有害鳥獣捕獲の方法が適切に選択され、それに必要な人数となるよう指導するものとする。

なお、法人に対する許可に当たっては、その従事者には原則として狩猟免許を有する者を選任するよう指導するものとする。ただし、銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うよう指導するものとする。当該法人は、地域の関係者と十分な調整を図り、有害鳥獣捕獲の効果的な実施に努めるものとする。

また、法人に対しては、指揮監督の適正を期するため、それぞれの従事者が行う捕獲行為の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳を整備するよう十分に指導するものとする。

イ　鳥獣の種類・数

㈠　有害鳥獣捕獲対象鳥獣の種類は、現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。ただし、第二種特定鳥獣管理計画の対象地域では、第二種特定鳥獣については、原則として「第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整」の目的の捕獲とし、緊急時等のやむを得ない場合のみ有害鳥獣捕獲の対象とすることができることとする。